

審 査 基 準

平成 6 年10月 1 日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法施行令 |
| 根 拠 条 項：第13条第 1 項 |
| 処 分 の 概 要：緊急自動車の指定 |
| 原権者（委任先）：兵庫県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：根拠条項に同じ。 |
| 審 査 基 準：判断基準は法令の定めによる。 |
| 標 準 処 理 期 間：7 日以内（行政庁の休日は含まない。） |
| 申 請 先：申請書は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署 の交通課窓口に提出してください。 |
| 問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画指導係 078 - 341 - 7441（内線5023） |
| 備 考： |